

（5）急増する輸入貨物への対応＜4＞



2023年10月27日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

区分	概要
1. 検討項目	急増する輸入貨物への対応
2. 変更要望	通販貨物等であることを申告情報から特定し、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施する必要があることから、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」（プラットフォームを利用して販売した通販貨物の場合は「プラットフォームの名称等」を含む。）及び「国内運送先」を必須項目として追加することとなった。
3. 次期仕様	<p>「輸入申告事項登録（IDA）」業務、「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務、「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務及び「海上簡易輸入申告（SDC）」業務の入力項目に新規項目を追加し、政令改正により新設された申告項目を入力可能とする。</p> <p>※上記の他、対象業務は、検討後、お知らせします。</p> <p>⇒次スライドを参照</p>

第1回通関業務SWG提示済
(赤字箇所変更)

変更概要①

申告項目追加による変更対象業務は以下のとおり

No.	業務コード	業務名
1	IDA	輸入申告事項登録
2	IDA01	輸入申告変更事項登録
3	IDB	輸入申告事項呼出し
4	IDD	輸入申告変更事項呼出し
5	IDC	輸入申告
6	IDE	輸入申告変更
7	MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録
8	MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録
9	MWB	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項呼出し
10	MWD	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項呼出し
11	MWC	石油製品等移出（総保出）輸入申告

No.	業務コード	業務名
12	MWE	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更
13	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
14	SWB	シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し
15	SWC	シングルウィンドウ輸入申告
16	MIC	輸入マニフェスト通関申告
17	MIE	輸入マニフェスト通関申告変更
18	MID	輸入マニフェスト通関申告呼出し
19	CCB	通関士審査内容呼出し
20	IID/IID0W	輸入申告等照会
21	SDC	海上簡易輸入申告【新規】
22	SDE	海上簡易輸入申告変更【新規】
23	SDB SDD	海上簡易輸入申告呼出し【新規】

変更概要①（続き）

第1回通関業務SWG提示済

申告種別コード欄がある変更対象業務について、申告項目追加の内訳は以下のとおり

業務コード	申告種別コード	項目追加
IDA	C:輸入申告（申告納税）	○
	F:輸入申告（賦課課税）	○
	Y:輸入申告（少額関税無税）（航空のみ入力可）	○
	H:輸入（引取）申告	○
	N:特例委託輸入（引取）申告	○
	J:輸入（引取・特例）申告	○
	P:特例委託輸入（引取・特例）申告	○
	S:蔵入承認申請	×
	M:移入承認申請	×
	A:総保入承認申請	×
	G:展示等申告	×
	K:蔵出輸入申告（申告納税）	○
	D:蔵出輸入申告（賦課課税）	○
	U:移出輸入申告（申告納税）	○
	L:移出輸入申告（賦課課税）	○
	B:総保出輸入申告（申告納税）	○
	E:総保出輸入申告（賦課課税）	○
R:蔵出輸入（引取・特例）申告	○	

業務コード	申告種別コード	項目追加
IDA01	T:特例申告	×
	V:特例委託特例申告	×
SWA	C:輸入申告（申告納税）	○
	F:輸入申告（賦課課税）	○
	H:輸入（引取）申告	○
	N:特例委託輸入（引取）申告	○
	J:輸入（引取・特例）申告	○
	P:特例委託輸入（引取・特例）申告	○
	S:蔵入承認申請	×
	M:移入承認申請	×
	A:総保入承認申請	×
	G:展示等申告	×

変更概要②

第1回通関業務SWG提示済
(赤字箇所変更)

対象業務に追加する項目は以下を想定している（「輸入申告事項登録（IDA）」業務の例）

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
①	運送場所識別	an	1	2 1	<p>関税法施行令（以下、「施行令」という）59条1項5号柱書の条件に該当するか否かを入力する</p> <p>《施行令 59条1項5号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場所であるため該当しない場合…「C」を入力 ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められていないため該当しない場合…「N」を入力 ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められているため該当する場合 【該当の運送先が1か所の場合】…「T」を入力 ⇒ 項番②～⑨の運送場所の所在地及び名称等を必須入力（一部任意入力） 【該当の運送先が2か所以上の場合】…「M」を入力 ⇒ 複数の運送先のうち1か所について、項番②～⑨の運送場所の所在地及び名称等を必須入力（一部任意入力）。その他の運送先については、「申告添付登録（MSX）」業務にて添付（詳細は次ページ）

入力項目の2回繰返しは取り止め（以下、項番⑧まで同様）

「M」が入力されていた場合、GY判定表示を行う（区分1（簡易審査扱い）となった場合に、輸入申告控及び輸入許可通知書の審査区分欄に「1Y」を表示）

変更概要② (続き)

第1回通関業務SWG提示済
(赤字箇所変更)

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
②	運送場所の所在地 (郵便番号)	an	7	2 1	施行令 59条 1 項 5 号柱書の条件に該当する場合に、同号イに規定されている、貨物が運送される場所の所在地を入力する	・項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、必須入力
③	運送場所の所在地 1 (都道府県)	an	15	2 1	《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可 (中略) がされた後に運送される場所が定められている場合 (その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。) には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	※ 項番②「運送場所の所在地 (郵便番号)」欄及び項番⑥「運送場所の所在地 4 (ビル名ほか)」欄は任意入力 (所在地 4 (ビル名ほか) は、所在地 3 (町域名・番地) までに入力しきれない場合に入力)
④	運送場所の所在地 2 (市区町村(行政区名))	an	35	2 1		・「M」を入力した場合、複数の運送先のうち主たる貨物の運送先 1 か所について入力し (項番⑦～⑨も同様)、他の運送先については、あらかじめ税関が指定したファイル形式・項目の並び順で所在地及び名称等の一覧を作成し、「申告添付登録 (MSX)」業務にて添付
⑤	運送場所の所在地 3 (町域名・番地)	an	35	2 1		・「輸入マニフェスト通関申告 (MIC)」業務及び「海上簡易輸入申告 (SDC)」業務では、運送場所の所在地をまとめて入力できる欄 (105桁) を設ける予定
⑥	運送場所の所在地 4 (ビル名ほか)	an	70	2 1		

変更概要② (続き)

第1回通関業務SWG提示済
(赤字箇所変更)

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
⑦	名称等識別	an	1	2 1	<p>施行令 59条 1 項 5 号柱書の条件に該当する場合に、同号□に規定されている、貨物が運送される場所の名称等を入力する</p> <p>《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 □ <u>その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</u></p>	<p>項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、以下のいずれかを必須入力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項番⑧「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合…「1」を入力 ・項番⑧「運送場所の名称等」欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合…「2」を入力
⑧	運送場所の名称等	an	70	2 1	<p>《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 □ <u>その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</u></p>	<p>項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選択した内容の名称等を必須入力</p>
⑨	電話番号	an	11	1	<p>《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 □ <u>その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</u></p>	<p>項番①「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選択した内容に係る電話番号を任意入力</p>

変更概要② (続き)

第1回通関業務SWG提示済
(提案取り下げ)

【欄部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
⑨	運送場所 確認	an	1	99	<p>項番①～⑧の運送場所の所在地及び名称等は2か所入力が可能であるため、どちらの運送場所に該当するのか判別できるよう、識別番号を入力する</p> <p>また、入力する運送場所が3か所以上ある場合に、3か所目以降の運送場所について、税関記事欄に入力したのか、運送場所を記載した書類を「申告添付登録 (MSX)」業務で添付したのか判別できるよう、識別番号を入力する</p>	<p>項番①「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合、以下を入力</p> <ul style="list-style-type: none"> 繰返し1の運送場所に該当する場合…「1」を入力 繰返し2の運送場所に該当する場合…「2」を入力 税関記事欄に入力した運送場所に該当する場合…「3」を入力 上記1～3に該当する運送場所が複数ある場合…「4」を入力 MSX業務で添付した運送場所に該当する場合 (一部の貨物で上記1～3に該当する運送場所が複数ある場合を含む) …「5」を入力 (※) <p>※「5」が入力されていた場合、GY判定表示を行う予定 (区分1 (簡易審査扱い) となった場合に、輸入申告控及び輸入許可通知書の審査区分欄に「1Y」を表示)</p>
<p>輸入者住所と同じ運送場所に該当する場合、又は輸入許可後の運送先が定められていない場合 (「運送場所識別」欄の「C」と「N」に相当) は入力しない</p>					<p>ただし、繰返し2の「運送場所識別」欄を空白にした場合は、運送場所が1か所しかないことが判別可能であるため、<u>入力不要</u>とすることを予定している</p>	

提案取り下げ

変更概要②（続き）

「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合の入力例

【共通部】

運送場所	①運送場所識別 ⇒「T」又は「M」を入力	②～⑥ 運送場所の所在地（郵便番号～所在地4） ⇒必須入力（一部任意入力）
	T	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
名称等	⑦名称等識別 ⇒「1」又は「2」を必須入力	⑧運送場所の名称等 ⇒必須入力
	1	AAA WAREHOUSE XXXXXXXXXX
		⑨電話番号 ⇒任意入力
		XXXXXXXXXX

- 運送場所識別欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所と異なる場所に運送される輸入申告貨物のうち主たる貨物の運送先1か所について入力する。その他の運送先については、運送場所の所在地及び名称等を一覧にしてMSX業務で添付する。
- MSX業務で添付するファイルは、あらかじめ税関が指定するファイル形式・項目の並び順で作成する。

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

第1回通関業務SWG提示済
(提案取り下げ)

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（1）～運送先が繰返し1の運送先

【共通部】

運送場所（1）	<input type="text" value="T"/>	<input type="text" value="XXXXXXXX"/>	<input type="text" value="XXXXXXX"/>	<input type="text" value="XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX"/>
名称等（1）	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="AAA WAREHOUSE"/>	<input type="text" value="XXXXXXXXXXXX"/>	<input type="text" value="XXXXXXXXXXXX"/>
運送場所（2）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
名称等（2）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

①運送場所識別 ⇒「T」を入力

②～⑥ 運送場所の所在地（郵便番号～所在地4） ⇒必須入力

⑦名称等識別 ⇒「1」又は「2」を必須入力

⑧運送場所の名称等 ⇒必須入力

提案取り下げ

(注) 上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

第1回通関業務SWG提示済
（提案取り下げ）

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（1）～運送先が繰返し1の運送先の場合

【欄部01】	
運送場所確認	<input type="checkbox"/>
【欄部02】	
運送場所確認	<input type="checkbox"/>
【欄部03】	
運送場所確認	<input type="checkbox"/>
⋮	

⑨運送場所確認
⇒blank
※繰返し1の運送場所識別に「T」を入力し、繰返し2の運送場所識別をblankにした場合、
入力不要とすることを予定している

提案取り下げ

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

第1回通関業務SWG提示済
(提案取り下げ)

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（2）～入力が必要な運送場

【共通部】

運送場所（1）	<input type="text" value="T"/>	<input type="text" value="XXXXXXXX"/>	<input type="text" value="XXXXXXXX"/>	<input type="text" value="XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX"/>
名称等（1）	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="AAA WAREHOUSE"/>		<input type="text" value="XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX"/>
運送場所（2）	<input type="text" value="T"/>	<input type="text" value="XXXXXXXX"/>	<input type="text" value="XXXXXXXX"/>	<input type="text" value="XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX"/>
名称等（2）	<input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="ABC CO., LTD"/>		

① 運送場所識別 ⇒「T」を入力

②～⑥ 運送場所の所在地（郵便番号～所在地4） ⇒必須入力

⑦ 名称等識別 ⇒「1」又は「2」を必須入力

⑧ 運送場所の名称等 ⇒必須入力

提案取り下げ

2 か所目の運送場所の所在地及び名称等を入力

(注) 上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

第1回通関業務SWG提示済
（提案取り下げ）

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（2）～入力が必要な運送場所

【欄部01】	
運送場所確認	1
【欄部02】	
運送場所確認	1
【欄部03】	
運送場所確認	2
⋮	

⑨運送場所確認
⇒「1」又は「2」を入力
※ 共通部に入力した運送場所が2か所あるので、
どちらの運送場所に紐づくのか判別できるよう各
欄毎に入力する。

提案取り下げ

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

運送先条件の入力パターン例は下記の表の通り

No	運送先の数(注)	運送場所	項番① 「運送場所 識別」欄	項番②～⑨ 運送場所の所在地及び名称等	MSX添付の有無
1	1カ所	輸入者住所とは異なる場合	T	<u>入力必要</u>	添付不要
2		輸入者住所と同じ場合	C	入力不要	添付不要
3	2カ所	運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	M	<u>入力必要</u>	残り1カ所の運送場所の所在地及び名称等をMSX業務にて添付
4		運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	T	<u>入力必要</u>	添付不要
5	3カ所	運送先が3カ所で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	M	<u>入力必要</u>	残り2カ所の運送場所の所在地及び名称等をMSX業務にて添付
6		運送先が3カ所で、運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	M	<u>入力必要</u>	残り2カ所のうち、輸入者住所と異なる運送先1カ所について、所在地及び名称等をMSX業務にて添付
7	定め無し	輸入許可後の運送先が定められていない場合	N	入力不要	添付不要

(注) 貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められている場合

変更概要② (続き)

運送先条件の入力パターン例は下記の表の通り

第1回通関業務SWG提示済
(提案取り下げ)

No	運送先の数 (注)	運送場所	【共通部】 運送場所識別欄		【欄部】 運送場所確認欄				備考
			繰返し1	繰返し2	1欄目	2欄目	3欄目	4欄目	
1	1カ所	輸入者住所とは異なる場合	T	blank	blank	blank	blank	blank	
2		輸入者住所と同じ場合	C	blank	blank	blank	blank	blank	
3	2カ所	運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	T	T	1	1	2	2	1・2欄目の貨物が繰返し1の運送場所、3・4欄目の貨物が繰返し2の運送場所に該当する場合
4		運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	T	C	1	1	blank	blank	3・4欄目の貨物の運送先が輸入者住所と同じ場合
5	3カ所以上	運送先が3か所で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合 (3か所目を税関記事欄に入力した場合)	T	T	1	1	2	3	4欄目の貨物が税関記事欄の運送場所に該当する場合
6		運送先が3か所で、運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	T	T	1	1	2	blank	4欄目の貨物の運送先が輸入者住所と同じ場合

提案取り下げ

(注) 貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められている場合 (次スライドも同様)

変更概要② (続き)

運送先条件の入力パターン例 (続き)

第1回通関業務SWG提示済
(提案取り下げ)

No	運送先 の数 (注)	運送場所	【共通部】 運送場所識別欄		【欄部】 運送場所確認欄				備考
			繰返し1	繰返し2	1欄目	2欄目	3欄目	4欄目	
7	3カ所 以上	運送先が4か所で、運送先全てが 輸入者住所とは異なる場合 (3か 所目を税関記事欄に入力、4か所 目をMSX添付)	T	T	1	2	3	5	3欄目の貨物が税関記 事欄、4欄目の貨物が MSX添付に該当する 場合
8		<ul style="list-style-type: none"> 運送先が4か所で、運送先全てが 輸入者住所とは異なる場合 (3・ 4か所目を税関記事欄に入力) 1つの欄の貨物に複数の運送先 がある場合 	T	T	1	1	3	4	4欄目の貨物について 運送先が2か所あり、 繰返し2と税関記事欄 の運送場所に該当する 場合
9		<ul style="list-style-type: none"> 運送先が5か所で、運送先全てが 輸入者住所とは異なる場合 (3・ 4か所目を税関記事欄に入力、5 か所目をMSX添付) 1つの欄の貨物に複数の運送先 がある場合 	T	T	1	1	3	5	4欄目の貨物について 運送先が3か所あり、 繰返し2、税関記事欄 及びMSX添付の運送 場所に該当する場合
10	定め 無し	輸入許可後の運送先が定められて いない場合	N	blank	blank	blank	blank	blank	

提案取り下げ

変更概要②（続き）

第1回通関業務SWG提示済

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
⑩	通販貨物等 識別	an	1	1	<p>施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当するか否かを入力する</p> <p>《施行令 59条 1 項 6 号》 <u>貨物が、通信販売（中略）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別</u> イ、ロ（略）</p>	<p>施行令59条 1 項6号柱書の条件に該当する<u>通販貨物</u>である場合…「<u>1</u>」を入力</p> <p>⇒ 項番⑪「プラットフォーム等コード」欄を必須入力（「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合は、⑫「プラットフォーム名等」欄も必須入力）</p> <p>施行令59条 1 項6号柱書の条件に<u>該当しない貨物</u>の場合は、以下のいずれかを入力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FS利用貨物である場合…「<u>2</u>」を入力 ・その他の貨物である場合…「<u>3</u>」を入力 <p>※ FS利用貨物…フルフィルメントサービス（ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物</p>

変更概要② (続き)

第1回通関業務SWG提示済

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
⑪	プラットフォーム等コード	an	6	1	<p>施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当する場合に、同項 7 号に規定されている、通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を入力する</p> <p>《施行令 59条 1 項 7 号》 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（中略）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称</p>	<p>項番⑩「通販貨物等識別」欄に「1」を入力した場合、<u>必須入力</u>（予め示すコード表にて入力を想定）</p> <p>⇒ あらかじめシステムに登録されていた名称等が入力補完される（当該欄にバスケットコードを入力した場合を除く）</p> <p>（項番⑩「通販貨物等識別」欄に「2」を入力した場合は任意入力可、「3」を入力した場合は入力不可）</p>
⑫	プラットフォーム名等	an	70	1		<p>項番⑩「通販貨物等識別」欄に「1」又は「2」を入力した場合で、項番⑪「プラットフォーム等コード」欄に<u>バスケットコード</u>を入力した場合、<u>必須入力</u>（バスケットコードの入力がない場合、入力不可）</p> <p>（項番⑩「通販貨物等識別」欄に「3」を入力した場合は入力不可）</p>

変更概要②（続き）

第1回通関業務SWG提示済

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（3）～通販貨物に該当する場合

(共通部)

通販貨物等識別	<input type="text" value="1"/>	⑩通販貨物等識別 ⇒「1」を入力
プラットフォーム等コード	<input type="text" value="XXXXXX"/>	⑪プラットフォーム等コード ⇒必須入力
プラットフォーム名等	<input type="text"/>	⑫プラットフォーム名等 ⇒「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合、必須入力（バスケットコードの入力がない場合、入力不可）

(注) 上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

第1回通関業務SWG提示済
(赤字箇所変更)

変更概要③

- 新規項目の内容は帳票にも出力されるため、各帳票のレイアウトが変更となる
- 「輸入許可通知-A」、「特例申告控-A」等の帳票（以下「レイアウトA」という）は、出力枚数を1枚に収める必要があるため、出力条件を追加する

現行におけるレイアウトAの出力条件

- 全欄の内国消費税が2科目以下
- 納期限延長ではない
- B P 承認申請ではない
- 輸入申告等と併せて原産地証明書提出猶予申請、原産品申告書提出猶予申請を行っていない
- たばこ特定販売業者登録番号が出力されない
- 石油石炭税特例納付扱い承認番号が出力されない
- 欠減控除対象品目の入力がない

追加となるレイアウトAの出力条件

- B / L 番号の入力が繰返し2つ以下（海上のみ）
- 輸入承認証等識別の入力が繰返し6つ以下
- 包括評価申告受理番号の入力がない

- 以下の新規項目の入力が1か所以下
- ・ 運送場所の所在地（郵便番号）
 - ・ 運送場所の所在地 1（都道府県）
 - ・ 運送場所の所在地 2（市町村（行政区名））
 - ・ 運送場所の所在地 3（町域名・番地）
 - ・ 運送場所の所在地 4（ビル名ほか）
 - ・ 運送場所の名称等

削除

※ 「輸入許可通知-B」、「特例申告控-B」等の帳票（レイアウトB）、「輸入許可通知-C」、「特例申告控-C」等の帳票（レイアウトC）も新規項目が出力されるようになるため、レイアウトが変更となる（出力条件の変更はない）

変更概要③ (続き)

- 変更後のレイアウトAの出カイメージは以下の通り (赤枠内が、今回追加となる項目の出力位置)
- ~~運送場所の所在地及び名称等を2か所入力する場合は、レイアウトB又はCで出力される~~

代表税番		申告種別	区分	あて先税関	部門	申告年月日	申告番号	
XXXXX	X	XXE X X [X]	XXX E	XXXXXXXXXE	XE	yyyy/MM/dd	XXX XXXX XX1E	
輸 入 者		XXXXXXXX1XX-XXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXX	申告条件 [X]				申告予定年月日 yyyy/MM/dd 本申告 [X]
住 所		XXXXXE	XXXXXXXX1XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE				XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
電 話		XXXXXXXX1E	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE				XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
税関事務管理人		XXXXXXXX1XX-XXX	XXXX-XX-XXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE				XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
輸 入 取 引 者		XXXXXXXX1XX-XXX	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE				XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
仕 出 人		XXXXXXXX-X1XE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE				XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
住 所		XXXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE				XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
代 理 人		XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	通関士コード XXXE		検査立会者 XXXXE		
AWB番号		XX-XXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	蔵置税関	XXXXXXE - XE	貨物個数	12, 345, 678 個	
MAWB番号		XX-XXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	保税地域	XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE	貨物重量	1, 234, 567, 890 XE	
取卸港		XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	搬入予定	XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE			
積出地		XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	最初蔵入年月日	yyyy/MM/dd			
積載機名		XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	貿易形態別符号	XXE			
入港年月日		yyyy/MM/dd	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	調査用符号	XXXXE			
運 送 場 所		XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE					
住 所		XXXXXE	XXXXXXXX1XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE					
通 販 貨 物 等		X プラットフォーム XXXXE	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE					
貿易管理令 [X]		輸入承認証 [X]	仕入書番号 X - XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE					
関税法70条関係許可承認		XE XE XE XE XE	仕入書(電子) XXXXXXXXE					
輸入承認証番号等			仕入書価格 X - XXE - XE - 123, 456, 789, 012, 345, 678					
1 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE		2 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE	運賃 X - XXE - 1, 234, 567, 890, 123, 456					
3 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE		4 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE	保険 X - XXE - 12, 345, 678, 901, 234 - XXXXXXXE					
5 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE		6 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE	通関金額 XXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678, 901					
			評価 X - XXXXXXXX1XE XXXXXXXX1XE XXXXXXXX1XE					
			補正 XXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678 - XXXXXXXX1E					
			事前教示(評価) 1 XXXXXXXE 2 XXXXXXXE					
			BPR合計 123, 456, 789, 012, 345, 678 - X 計算 [X]					
			原産地証明 [X] 戻税申告 [X] 内容点検結果 [X]					
税科目	税額合計	欄外	始税額合計	¥12,345,678.001	通貨レート	VVE - MINIMINIMINIC		

(注) 上記の帳票イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

関税法施行令 第五十九条(輸入申告の手続)

第1回通関業務SWG提示済

一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称

五 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項

イ その場所の所在地

ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称

六 貨物が、通信販売（商品を販売する者（以下この号及び次号において「販売者」という。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下この号及び次号において「販売条件」という。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいずれかの方法により行われるものをいう。同号において同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別

イ 商品を購入する者（以下この号及び次号において「購入者」という。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

ロ 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

七 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（電子計算機を用いた情報処理により構築され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件を提示し、かつ、購入者が販売者に対して売買契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

<2023年5月12日公布>